



金 沢 市 公 報

号外第12号の2

平成24年(2012年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ	
規 則		金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則 (地域保健課) 23
金沢市参与設置規則 (職員課) 1	1	金沢市社会福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則 (福祉総務課) 23
行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則 (行政経営課) 1	1	金沢市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則 (こども総合相談センター) 24
金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則 (") 2	2	金沢市公印規則の一部を改正する規則 (文書法制課) 24
金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則 (総務課) 17	17	

規 則

金沢市参与設置規則をここに公布する。

平成24年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第4号

金沢市参与設置規則

(設置)

第1条 本市に参与1名を置くことができる。

(職務)

第2条 参与の職務は、次のとおりとする。

- (1) 市の重要な施策又は事業について、市長からの相談に応じ、必要な助言を行うこと。
- (2) 市政一般について、市長に意見を具申すること。

(委嘱)

第3条 参与は、市政に関し高い識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期等)

第4条 参与の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 参与は、非常勤とする。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第5号

行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則

(金沢市社会福祉事務所処務規則の一部改正)

第1条 金沢市社会福祉事務所処務規則(昭和30年規則第16号)の一部を次のように改正する。

第3条中「福祉健康局福祉総務課」を「福祉局福祉総務課」に、「障害福祉課及び健康総務課」を「及び障害

福祉課並びに保健局健康総務課」に改める。

(金沢市国民健康保険条例施行規則の一部改正)

第2条 金沢市国民健康保険条例施行規則(昭和34年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第13条の2各号を次のように改める。

- (1) 保健局長
- (2) 保健局医療保険課に勤務する職員

(金沢市準用河川管理規則の一部改正)

第3条 金沢市準用河川管理規則(昭和50年規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条中「都市整備局土木部内水整備課」を「土木局内水整備課」に改める。

(金沢市小額工事契約事務取扱特例規則の一部改正)

第4条 金沢市小額工事契約事務取扱特例規則(昭和53年規則第55号)の一部を次のように改正する。

別表中「城北児童会館長」を「農業センター所長 城北児童会館長」に、「西部クリーンセンター新工場建設事務所所長 西部クリーンセンター所長 東部クリーンセンター所長」を「西部環境エネルギーセンター所長 東部環境エネルギーセンター所長」に改める。

(金沢市公共工事執行管理規則の一部改正)

第5条 金沢市公共工事執行管理規則(平成元年規則第46号)の一部を次のように改正する。

別表中「農林部長 土木部長」を「農林局長 土木局長」に、「農業総務課長」を「農業基盤整備課長」に改める。

(金沢市住民基本台帳ネットワークシステム運営管理規則の一部改正)

第6条 金沢市住民基本台帳ネットワークシステム運営管理規則(平成14年規則第68号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項第1号を次のように改める。

- (1) 市長公室長

(金沢市における政策会議の設置に関する規則の一部改正)

第7条 金沢市における政策会議の設置に関する規則(平成19年規則第13号)の一部を次のように改正する。

第4条中「市民局危機管理課」を「危機管理課」に改める。

(金沢市後期高齢者医療に関する規則の一部改正)

第8条 金沢市後期高齢者医療に関する規則(平成20年規則第17号)の一部を次のように改正する。

第3条各号を次のように改める。

- (1) 保健局長
- (2) 保健局医療保険課に所属する職員

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第6号

金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市補助組織及び分掌事務規則(平成23年規則第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び分掌事務等」を「、分掌事務等」に改める。

第2条の見出しを「(組織等)」に改め、同条第1項中「組織は」を「組織等は」に改め、同項の表中

「 | 広報広聴課 | 広報グループ 広聴グループ | 」を

	広報広聴課 情報政策課 ICT推進室 国際交流課	広報グループ 広聴グループ 庁内システムグループ 住民システムグループ 国際交流グループ	に、
都市政策局 新幹線開業 対策室	企画調整課 調査統計室 情報政策課	企画グループ 政策推進グループ 総合調整グループ 情報化推進グループ システム管理グループ	を
都市政策局 新幹線開業 対策室	企画調整課 調査統計室	企画グループ 政策推進グループ 総合調整グループ	に、
文化交流部	文化政策課 国際交流課	企画庶務グループ 文化振興グループ 国際交流グループ	を
歴史遺産保 存部 歴史都市 推進室	文化財保護課 埋蔵文化財セン ター 歴史建造物整備課	文化財保護グループ 企画庶務グループ 保存整備グループ	
歴史文化部 歴史都市 推進室	文化政策課 文化財保護課 埋蔵文化財セン ター 歴史建造物整備課	文化発信グループ 文化振興グループ 文化財保護グループ 企画庶務グループ 保存整備グループ	に、
産業局 金沢営業戦 略室	商業振興課 まちなかビジネ ス振興室	商業振興グループ	を
経済局	商業振興課 まちなかビジネ ス振興室	金融グループ 商業グループ	に、
	企業立地課 観光交流課 労働政策課	企業立地グループ 観光交流グループ 労働政策グループ	を
農林部	農業総務課 森林再生課 農業センター	企画庶務グループ 農水産業振興グループ 地産地消グループ 土地改 良グループ 地籍グループ 庶務グループ 林業振興グループ 森づくりグループ 庶務グループ 技術指導グループ 試験研究グループ	
営業戦略部 金沢営業 戦略室	労働政策課 企業立地課 観光交流課	労働政策グループ 企業立地グループ 観光企画グループ 誘客推進グループ	に、

農林局	農業振興課 農業センター 農業基盤整備課 森林再生課	庶務グループ 振興グループ 地産地消グループ 技術指導グループ 試験研究グループ 地籍グループ 土地改良グループ 庶務グループ 林業振興グループ 森づくりグループ	を に、 を に、 を に、
	近江町消費生活センター 危機管理課	危機管理グループ	
	近江町消費生活センター		
	近江町交流プラザ	交流グループ	
福祉健康局	福祉総務課	企画庶務グループ 家庭福祉グループ	
	近江町交流プラザ		
福祉局	福祉総務課	企画庶務グループ 家庭福祉グループ	
健康推進部	健康総務課 泉野福祉健康センター 元町福祉健康センター 駅西福祉健康センター 医療保険課	庶務グループ 保健グループ 医療助成グループ 窓口グループ 健康増進グループ 母子健康グループ こころの健康グループ 庶務グループ 資格グループ 給付グループ 収納対策グループ 納入第1グループ 納入第2グループ	を
保健所			
保健局	健康総務課 泉野福祉健康センター 元町福祉健康センター 駅西福祉健康センター 医療保険課	庶務グループ 保健グループ 医療助成グループ 窓口グループ 健康増進グループ 母子健康グループ こころの健康グループ 庶務グループ 資格グループ 給付グループ 収納対策グループ 納入第1グループ 納入第2グループ	に、
保健所			

	施設管理課 西部クリーンセンター新工場建設事務所 西部クリーンセンター 東部クリーンセンター	管理グループ 西部クリーンセンター管理グループ 東部クリーンセンター管理グループ	を
--	---	--	---

	施設管理課 西部環境エネルギーセンター 東部環境エネルギーセンター	管理グループ 西部環境エネルギーセンター管理グループ 東部環境エネルギーセンター管理グループ	に、
--	---	--	----

	環境指導課	審査グループ 廃棄物指導グループ 規制指導グループ 監視グループ	を
都市整備局	都市計画課 駅周辺整備室 設計技術管理室	都市計画グループ	

	環境指導課	審査グループ 廃棄物指導グループ 規制指導グループ	に、
都市整備局	都市計画課 設計技術管理室 駅周辺整備室	庶務グループ 計画グループ	

	市街地再生課	庶務グループ まちなか再生グループ 区画整理グループ	を
土木部	道路建設課 無電柱化推進室 がけ地対策室	庶務グループ 用地グループ 道路グループ 街路グループ	
	道路管理課 生活道路室 道路等管理事務所	庶務グループ 管理グループ 路政グループ 整備グループ 維持修繕グループ	
	内水整備課 営繕課	庶務グループ 管理グループ 改良グループ 内水グループ 施設保全グループ 建築第1グループ 建築第2グループ 設備グループ 土木グループ	

	市街地再生課	庶務グループ まちなか再生グループ 区画整理グループ	に、
--	--------	----------------------------	----

	違反建築対策室		を
--	---------	--	---

	違反建築対策室	
土木局	道路建設課 無電柱化推進室 がけ地対策室	庶務グループ 用地グループ 道路グループ 街路グループ
	道路管理課 生活道路室 道路等管理事務所 内水整備課 営繕課	庶務グループ 管理グループ 路政グループ 整備グループ 維持修繕グループ 庶務グループ 管理グループ 改良グループ 内水グループ 施設保全グループ 建築第1グループ 建築第2グループ 設備グループ 土木グループ
危機管理監	危機管理課 防災計画室	危機管理グループ

に

改める。

第4条の表中

		3 褒賞等の進達に関する事項 4 室の所管事務で他課に属しない事項	を
		3 褒賞等の進達に関する事項	に、
		4 他グループに属しない事項	を
		4 室の所管事務で他課及び他グループに属しない事項	に、
		3 情報公開及び個人情報保護に関する事項	を
情報政策課	庁内システムグループ	3 情報公開及び個人情報保護に関する事項	に
		1 庁内情報システムの開発支援及び運用管理に関する事項 2 課の庶務に関する事項 3 他グループに属しない事項	
	住民システムグループ	1 住民情報システムの開発支援及び運用管理に関する事項	
	I C T 推進室	1 情報通信技術の利活用の推進に関する事項 2 情報化施策に係る調査、研究、企画及び調整に関する事項	
国際交流課	国際交流グループ	1 国際化施策の企画及び推進に関する事項 2 姉妹都市等との国際交流に関する事項 3 公益財団法人金沢国際交流財団に関する事項	

改める。

第5条第1項の表中

		3 国勢調査その他の統計調査に関する事項	
情報政策課	情報化推進グループ	1 情報化の推進に関する事項 2 情報化施策に係る調査、研究、企画及び調整に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 他グループに属しない事項	を

	システム管理グループ	1 住民情報システムの開発支援及び運用管理に関する事項
--	------------	-----------------------------

		3 国勢調査その他の統計調査に関する事項
--	--	----------------------

改め、同条第4項を削り、同条第5項中「歴史遺産保存部の」を「歴史文化部の」に改め、同項の表中

歴史遺産保存部		1 歴史都市の推進、文化財の保護及び歴史建造物に関する事項
---------	--	-------------------------------

歴史文化部		1 歴史都市の推進、文化財の保護及び歴史建造物に関する事項
		2 芸術文化の振興に関する事項

		3 寺社風景の保全に関する事項
--	--	-----------------

文化財保護課	文化財保護グループ	1 歴史的文化資産の保護及び継承に関する事項
--------	-----------	------------------------

		3 寺社風景の保全に関する事項
--	--	-----------------

文化政策課	文化発信グループ	1 文化施設等に関する事項（他課の所管に属する事項を除く。）
		2 公益財団法人金沢芸術創造財団に関する事項
		3 公益財団法人金沢文化振興財団に関する事項
		4 課の庶務に関する事項
		5 他グループに属しない事項

文化政策課	文化振興グループ	1 文化振興施策の企画及び推進に関する事項
		2 市有美術品及び工芸品の整理及び活用に関する事項
		3 公益財団法人横浜記念金沢の文化創生財団に関する事項

文化財保護課	文化財保護グループ	1 歴史的文化資産の保護及び継承に関する事項
--------	-----------	------------------------

		3 社団法人金沢職人大学校に関する事項
--	--	---------------------

		3 公益社団法人金沢職人大学校に関する事項
--	--	-----------------------

改め、同項を同条第4項とする。

第6条の表中

		2 職員の子ども手当に関する事項
--	--	------------------

		2 職員の児童手当及び子ども手当に関する事項
--	--	------------------------

改める。

第7条の見出し及び同条第1項中「産業局」を「経済局」に改め、同項の表中

商業振興課	商業振興グループ	1 商業行政の企画及び調整に関する事項
		2 商業の経営指導に関する事項
		3 商業の販路拡張に関する事項
		4 中小企業の金融に関する事項
		5 貿易の振興に関する事項
		6 その他商業の振興に関する事項
		7 局の所管事務で他課に属しない事項

商業振興課	金融グループ	1 中小企業の金融に関する事項 2 貿易の振興に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 局の所管事務で他課及び他グループに属しない事項	に、
	商業グループ	1 商業行政の企画及び調整に関する事項 2 商業の経営指導に関する事項 3 商業の販路拡張に関する事項 4 株式会社金沢商業活性化センターに関する事項	
		6 その他工業及び鉱業の振興に関する事項	を
		6 金沢ビジネスプラザに関する事項 7 ITビジネスプラザ武蔵に関する事項 8 異業種研修会館に関する事項 9 ものづくり会館に関する事項 10 その他工業及び鉱業の振興に関する事項	に、
		3 ファッション産業の振興に関する事項	
企業立地課	企業立地グループ	1 金沢テクノパークへの企業誘致その他の企業立地の推進に関する事項 2 工業・流通業務団地の開発及び造成に関する事項	
観光交流課	観光交流グループ	1 観光行政の企画及び調整に関する事項 2 観光施設の整備及び開発に関する事項 3 観光宣伝及び観光客の誘致に関する事項 4 都市間交流に関する事項 5 国際コンベンション都市の推進に関する事項 6 その他観光産業の振興に関する事項	を
		3 ファッション産業の振興に関する事項	に、
		4 労働状況に係る調査及び研究に関する事項	を
		4 労働状況に係る調査及び研究に関する事項 5 公益社団法人金沢市シルバー人材センターに関する事項 6 公益財団法人金沢勤労者福祉サービスセンターに関する事項	に

改め、同条第2項中「金沢営業戦略室の」を「営業戦略部の」に改め、同項の表を次のように改める。

部等・課・グループ		分 掌 事 務
営業戦略部		1 企業、観光客、コンベンション等の誘致に関する事項
金沢営業戦略室		1 首都圏における企業、観光客、コンベンション等の誘致に関する事項
企業立地課	企業立地グループ	1 金沢テクノパークへの企業誘致その他の企業立地の推進に関する事項 2 工業・流通業務団地の開発及び造成に関する事項
観光交流課	観光企画グループ	1 観光行政の企画及び調整に関する事項 2 観光施設の整備及び開発に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 他グループに属しない事項
	誘客推進グループ	1 観光宣伝及び観光客の誘致に関する事項 2 都市間交流に関する事項

		3 国際コンベンション都市の推進に関する事項
--	--	------------------------

第7条第3項及び第4項を削る。

第13条を第17条とし、第12条を第16条とし、第11条第1項の表中

都市計画課	都市計画グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画の調査及び決定に関する事項 2 都市計画審議会に関する事項 3 都市計画街路の境界証明等に関する事項 4 都市計画施設等の区画内における建築等の許可に関する事項 5 駅西土地区画整理事業に係る精算金の徴収及び交付に関する事項 6 地区計画に関する事項 7 市民参画によるまちづくりの推進に関する事項（防災まちづくりの推進に関する事項を除く。） 8 大規模開発の調整に関する事項 9 国土利用計画に関する事項 10 公有地の拡大の推進に関する事項 11 ラブホテル等の建築の規制に関する事項 12 局の所管事務で他課に属しない事項 	
	駅周辺整備室	<ol style="list-style-type: none"> 1 金沢駅西広場の再整備に関する事項 2 森本駅、東金沢駅及び西金沢駅の周辺整備に関する事項 	
	設計技術管理室	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事に係る設計及び積算の基準の決定に関する事項 2 再生資材の利用の促進に関する事項 3 建設発生土の処理計画に関する事項 4 技師の技術向上に係る企画及び立案に関する事項 5 工事に係る技術、設計及び施行管理の指導並びに現場査察に関する事項 6 その他技術に係る特命に関する事項 	を

都市計画課	庶務グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 駅西土地区画整理事業に係る清算金の徴収及び交付に関する事項 2 課の庶務に関する事項 3 局の所管事務で他課及び他グループに属しない事項 	
	計画グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画の調査及び決定に関する事項 2 都市計画審議会に関する事項 3 都市計画街路の境界証明等に関する事項 4 都市計画施設等の区画内における建築等の許可に関する事項 5 地区計画に関する事項 6 市民参画によるまちづくりの推進に関する事項（防災まちづくりの推進に関する事項を除く。） 7 大規模開発の調整に関する事項 8 国土利用計画に関する事項 9 公有地の拡大の推進に関する事項 10 ラブホテル等の建築の規制に関する事項 	に、
	設計技術管理室	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事に係る設計及び積算の基準の決定に関する事項 2 再生資材の利用の促進に関する事項 3 建設発生土の処理計画に関する事項 4 技師の技術向上に係る企画及び立案に関する事項 5 工事に係る技術、設計及び施行管理の指導並びに現場査察に関する事項 6 その他技術に係る特命に関する事項 	

駅周辺整備室	1 金沢駅西広場の再整備に関する事項 2 森本駅、東金沢駅及び西金沢駅の周辺整備に関する事項
--------	---

緑と花の課	管理グループ	1 公園、緑地及び街路樹等の管理に関する事項	を
-------	--------	------------------------	---

緑と花の課	管理グループ	1 公園、緑地及び街路樹等の管理に関する事項（他課の所管に属する事項を除く。）	に
-------	--------	---	---

改め、同条第2項を削り、同条第3項中

		4 瑞樹団地に関する事項	を
--	--	--------------	---

		4 サービス付き高齢者向け住宅事業に関する事項（登録に係る事項に限る。） 5 瑞樹団地に関する事項	に
--	--	--	---

改め、同項を同条第2項とし、同条を第13条とし、同条の次に次の2条を加える。

（土木局の各課等の分掌事務）

第14条 土木局の各課等又は各グループの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

課等・グループ		分 掌 事 務
道路建設課	庶務グループ	1 道路事業の企画及び調整に関する事項 2 建設発生土の処理事業に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 局の所管事務で他課及び他グループに属しない事項
	用地グループ	1 道路及び橋りょうの用地買収及び物件移転補償に関する事項
	道路グループ	1 道路（都市計画街路を除く。）の新設及び改良に関する事項 2 広域道路の整備促進に関する事項
	街路グループ	1 橋りょう及び都市計画街路の新設及び改良に関する事項 2 環状道路の整備に係る企画及び調整に関する事項
無電柱化推進室		1 無電柱化事業に係る調整及び工事の施行に関する事項
がけ地対策室		1 崖地に係る災害対策の調整に関する事項 2 崖地に係る私有地の防災対策の指導及び助成に関する事項 3 急傾斜地崩壊危険区域等の防災に関する事項 4 宅地造成等規制法の規定に基づく宅地造成の許可等に関する事項
道路管理課	庶務グループ	1 駅前広場及び地下道の管理に関する事項 2 課の庶務に関する事項 3 他グループに属しない事項
	管理グループ	1 道路の認定及び廃止に関する事項
	路政グループ	1 道路及び橋りょうの管理に関する事項 2 道路の除雪に関する事項
	整備グループ	1 道路における歩道ネットワークの企画立案及び調整並びに整備推進に関する事項 2 交通安全施設の整備に関する事項
	維持修繕グループ	1 道路及び橋りょうの維持修繕に関する事項 2 駅前広場及び地下道の維持修繕に関する事項 3 道路の消融雪装置に関する事項 4 道路の防災及び災害復旧工事に関する事項
生活道路室		1 法定外道路（内水整備課及び農業基盤整備課が所管するものを除く。）の維持管理に関する事項

		2 私道の市への移管促進等に関する事項 3 狭あい道路の拡幅整備に関する事項
	道路等管理事務所	1 道路、公園、街路樹等の維持管理に関する直営工事（以下「直営工事」という。）の作業の連絡調整に関する事項 2 直営工事の施行に関する事項 3 工事中資材及び器具の出納及び保管に関する事項 4 車両の保全及び管理に関する事項 5 直営作業による道路除雪に関する事項 6 直営工事の作業計画及び実施並びにその報告に関する事項 7 水防作業に関する事項
内水整備課	庶務グループ	1 内水防災事業の企画及び調整に関する事項 2 課の庶務に関する事項 3 他グループに属しない事項
	管理グループ	1 河川及び用排水路（他課の管理に属するものを除く。以下「河川等」という。）の維持管理に関する事項 2 下水道に係る雨水幹線、雨水管渠 ^{きよ} その他の雨水施設（以下「雨水施設」という。）の維持管理に関する事項 3 水防に関する事項 4 公共土木災害復旧事業に関する事項（他課の管理に属するものを除く。）
	改良グループ	1 河川等の新設及び改良に関する事項
	内水グループ	1 雨水施設の新設及び改良に関する事項 2 総合治水対策に関する事項
営繕課	施設保全グループ	1 市有施設の保全に関する事項（金沢市小額工事契約事務取扱特例規則の規定に基づき他課に属する事項及び技師が配属されている課に属する事項（以下「他課に属する事項等」という。）を除く。） 2 課の庶務に関する事項 3 他グループに属しない事項
	建築第1グループ	1 市有施設の建築に係る営繕に関する事項（他課に属する事項等を除く。） （各グループは、課長が定める市有施設をそれぞれ対象とする。）
	建築第2グループ	
	設備グループ	1 市有施設の設備に係る営繕に関する事項（他課に属する事項等を除く。）
	土木グループ	1 市有施設の土木に係る営繕に関する事項（他課に属する事項等を除く。）

（危機管理監の所管する各課等の分掌事務）

第15条 危機管理監の所管する各課等又はグループの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

課等・グループ		分 掌 事 務
危機管理課	危機管理グループ	1 安全で安心なまちづくりの推進に関する次に掲げる事項 ア 総合的な防災対策その他の危機管理対策の企画及び調整に関する事項 イ 国民保護法制に関する事項 ウ 防災会議に関する事項 エ 災害対策本部に関する事項 オ 水難救護に関する事項 カ 自主防災組織の育成指導（訓練の指導を除く。）に関する事項 キ 地域の防犯活動等の推進に関する事項
	防災計画室	1 地域防災計画及び防災マニュアルの策定に関する事項

第10条中

環境政策課	庶務グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物処理事業の企画及び調整に関する事項 2 廃棄物処理施設の建設計画に関する事項 	を
-------	--------	--	---

環境政策課	庶務グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物処理事業の企画及び調整に関する事項 2 廃棄物処理施設（新廃棄物埋立場を除く。）の整備計画及び建設に関する事項 	に、
-------	--------	---	----

		<ol style="list-style-type: none"> 3 温暖化対策に係る施策の推進に関する事項 	を
--	--	---	---

		<ol style="list-style-type: none"> 3 温暖化対策に係る施策の推進に関する事項 4 再生可能エネルギーの導入の推進に関する事項 	に、
--	--	--	----

	西部クリーンセンター管理グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 西部クリーンセンターの管理運営に関する事項 2 局の管理する施設（西部リサイクルプラザ、西部管理センターその他課長が定める施設に限る。）の附属設備としての電気、給排水衛生その他の設備の営繕に関する事項 	
	東部クリーンセンター管理グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 東部クリーンセンターの管理運営に関する事項 2 局の管理する施設（東部リサイクルプラザ、東部管理センターその他課長が定める施設に限る。）の附属設備としての電気、給排水衛生その他の設備の営繕に関する事項 3 廃棄物処理手数料の収入に関する事項 	を
	西部クリーンセンター新工場建設事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 西部クリーンセンター新工場の整備計画及び建設に関する事項 	
	西部クリーンセンター	<ol style="list-style-type: none"> 1 ごみ等の焼却処理に関する事項 	
	東部クリーンセンター	<ol style="list-style-type: none"> 1 ごみ等の焼却処理に関する事項 	

	西部環境エネルギーセンター管理グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 西部環境エネルギーセンターの管理運営に関する事項 2 局の管理する施設（西部リサイクルプラザ、西部管理センターその他課長が定める施設に限る。）の附属設備としての電気、給排水衛生その他の設備の営繕に関する事項 	
	東部環境エネルギーセンター管理グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 東部環境エネルギーセンターの管理運営に関する事項 2 局の管理する施設（東部リサイクルプラザ、東部管理センターその他課長が定める施設に限る。）の附属設備としての電気、給排水衛生その他の設備の営繕に関する事項 3 廃棄物処理手数料の収入に関する事項 	に、
	西部環境エネルギーセンター	<ol style="list-style-type: none"> 1 ごみ等の焼却処理に関する事項 	
	東部環境エネルギーセンター	<ol style="list-style-type: none"> 1 ごみ等の焼却処理に関する事項 	

		<p>イ 地下水保全及び地盤沈下対策に関する事項</p> <p>ウ 浄化槽の設置及び監視指導に関する事項</p> <p>エ 公害関係法令等の各種届出及び苦情相談に関する事項</p> <p>オ 普及及び啓発に関する事項</p>	を
	監視グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 大気及び水質の常時監視に関する事項 2 大気汚染、水質汚濁及び悪臭の理化学的試験検査に関する事項 	

	イ 大気及び水質の常時監視に関する事項 ウ 地下水保全及び地盤沈下対策に関する事項 エ 浄化槽の設置及び監視指導に関する事項 オ 公害関係法令等の各種届出及び苦情相談に関する事項 カ 普及及び啓発に関する事項	に
--	--	---

改め、同条を第12条とする。

第9条の見出し及び同条第1項中「福祉健康局」を「福祉局」に改め、同項の表中

福祉総務課	企画庶務グループ	1 福祉保健行政の総合的な調整に関する事項	を
		2 福祉行政の企画及び連絡調整に関する事項	
		3 社会福祉審議会に関する事項	
		4 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項	
		5 社会福祉事業に従事する職員の研修等に関する事項	
		6 地域福祉活動の振興に関する事項	
		7 福祉奉仕活動の育成に関する事項	
		8 福祉活動育成基金に関する事項	
		9 民生委員及び児童委員に関する事項	
		10 善隣館に関する事項	
		11 バリアフリーの推進に関する事項	
		12 更生保護団体等の援助に関する事項	
		13 戦傷病者、戦没者遺族等の援護及び戦没者叙勲に関する事項	
		14 金沢市育英会奨学資金に関する事項	
		15 金沢福祉用具情報プラザに関する事項	
		16 課の庶務に関する事項	
		17 局の所管事務で他課及び他グループに属しない事項	
福祉総務課	家庭福祉グループ	1 子ども手当及び児童扶養手当に関する事項	
		2 母子生活支援施設及び助産所に関する事項	

福祉総務課	企画庶務グループ	1 福祉行政の企画及び連絡調整に関する事項	に、
		2 社会福祉審議会に関する事項	
		3 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項	
		4 社会福祉事業に従事する職員の研修等に関する事項	
		5 地域福祉活動の振興に関する事項	
		6 福祉奉仕活動の育成に関する事項	
		7 福祉活動育成基金に関する事項	
		8 民生委員及び児童委員に関する事項	
		9 善隣館に関する事項	
		10 バリアフリーの推進に関する事項	
		11 更生保護団体等の援助に関する事項	
		12 戦傷病者、戦没者遺族等の援護及び戦没者叙勲に関する事項	
		13 金沢市育英会奨学資金に関する事項	
		14 松ヶ枝福祉館に関する事項	
		15 金沢福祉用具情報プラザに関する事項	
		16 社会福祉法人金沢市社会福祉協議会に関する事項	
		17 課の庶務に関する事項	
		18 局の所管事務で他課及び他グループに属しない事項	

	家庭福祉グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童手当、子ども手当及び児童扶養手当に関する事項 2 母子生活支援施設及び助産施設に関する事項 	を に、 を に、 を に、 を に
「		<ol style="list-style-type: none"> 2 地域密着型サービス事業者の指定等に関する事項 	
「		<ol style="list-style-type: none"> 2 介護サービスを行う事業者及び施設に関する事項 	
「		<ol style="list-style-type: none"> 2 老人福祉センター、地域老人福祉センター及び老人憩の家にに関する事項 3 福祉作業センター等高齢者の生きがいに関する事項 4 高齢者等の生活自立のための住まいづくりの助成に関する事項 	
「		<ol style="list-style-type: none"> 2 有料老人ホームの設置の届出の受理に関する事項 3 サービス付き高齢者向け住宅事業に関する事項（登録に係る事項を除く。） 4 老人福祉センター、地域老人福祉センター及び老人憩の家にに関する事項 5 卯辰山公園健康交流センター千寿閣の管理運営に関する事項 6 福祉作業センター等高齢者の生きがいに関する事項 7 高齢者等の生活自立のための住まいづくりの助成に関する事項 	
「		<ol style="list-style-type: none"> 4 自立支援医療機関の指定に関する事項 5 障害者の施設訓練等支援事業に関する事項 6 身体障害者福祉法に規定する措置に関する事項 7 知的障害者福祉法に規定する措置に関する事項 8 ひまわり教室に関する事項 9 財団法人金沢市福祉サービス公社に関する事項（障害者に係るものに限る。） 	
「		<ol style="list-style-type: none"> 4 指定障害福祉サービス事業者の指定に関する事項 5 自立支援医療機関の指定に関する事項 6 障害者の施設訓練等支援事業に関する事項 7 身体障害者福祉法に規定する措置に関する事項 8 知的障害者福祉法に規定する措置に関する事項 9 ひまわり教室に関する事項 10 財団法人金沢市福祉サービス公社に関する事項（障害者に係るものに限る。） 	

改め、同条第2項を削り、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(保健局の各課等の分掌事務)

第11条 保健局の各課等又は各グループの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

課等・グループ		分 掌 事 務
健康総務課	庶務グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療法に基づく医療機関の施設整備に関する事項 2 簡易水道に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 局の所管事務で他課及び他グループに属しない事項
	保健グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健衛生行政の企画及び調整に関する事項 2 公衆衛生の普及及び向上に関する事項 3 生活習慣病の予防に関する事項 4 健康増進事業の実施に関する事項 5 救急医療に関する事項 6 特定保健指導に関する事項

		7 金沢健康プラザ大手町に関する事項 8 公益財団法人金沢総合健康センターに関する事項
	医療助成グループ	1 子ども、高齢者等の医療費助成に関する事項
泉野福祉健康センター 元町福祉健康センター 駅西福祉健康センター	窓口グループ	1 高齢者等の医療費受給者証の交付に関する事項 2 身体障害者手帳の交付に関する事項 3 予防接種に関する事項 4 福祉、保健及び介護保険に係る各種相談及び申請の受付に関する事項
	健康増進グループ	1 健康増進に係る情報の収集及び提供に関する事項（母子健康グループが所管する事項を除く。） 2 健康増進に係る健康相談及び健康教育並びに保健指導に関する事項（母子健康グループが所管する事項を除く。） 3 健康手帳の交付に関する事項 4 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項 5 栄養相談及び栄養指導に関する事項（保健所が所管する事項を除く。） 6 介護保険に係る要介護認定等に関する事項
	母子健康グループ	1 母子保健に係る情報の収集及び提供に関する事項 2 母子保健に係る健康相談及び健康教育並びに保健指導に関する事項 3 乳幼児の集団健康診査に関する事項 4 母子健康手帳の交付に関する事項 5 こども広場に関する事項
	こころの健康グループ	1 精神保健に関する事項（保健所が所管する事項を除く。） 2 お年寄り福祉支援センターに関する事項
医療保険課	庶務グループ	1 国民健康保険運営協議会に関する事項 2 国民健康保険保健事業に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 他グループに属しない事項
	資格グループ	1 国民健康保険被保険者の資格に関する事項 2 国民健康保険料の賦課に関する事項 3 後期高齢者医療制度の資格に係る届出及び申請の受付に関する事項
	給付グループ	1 国民健康保険の給付に関する事項 2 後期高齢者医療制度の給付に係る届出及び申請の受付に関する事項
	収納対策グループ	1 収納施策の企画及び調整に関する事項 2 国民健康保険料納付組合に関する事項 3 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の口座振替に関する事項
	納入第1グループ	1 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料等の収納及び滞納処分に関する事項 （各グループは、課長が定める区域の住民をそれぞれ対象とする。）
	納入第2グループ	

2 保健所の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

部 等	分 掌 事 務
保健所	1 法令に基づく保健所事務 2 金沢市衛生事務委任に関する規則に定める事項 3 養育医療に関する事項 4 育成医療に関する事項

	5 小児慢性特定疾患治療研究事業に関する事項
--	------------------------

第8条中

		オ 社団法人金沢ボランティア大学校に関する事項 カ マナーをよくする金沢市民会議に関する事項	を
		オ グッドマナーの推進に関する事項 カ 公益社団法人金沢ボランティア大学校に関する事項	に、
		2 計量器及び商品量目の検査に関する事項	
危機管理課	危機管理グループ	1 安全で安心なまちづくりの推進に関する次に掲げる事項 ア 総合的な防災対策その他の危機管理対策の企画及び調整に関する事項 イ 国民保護法制に関する事項 ウ 防災会議及び地域防災計画に関する事項 エ 災害対策本部に関する事項 オ 水難救護に関する事項 カ 自主防災組織の育成指導(訓練の指導を除く。)に関する事項 キ 地域の防犯活動等の推進に関する事項	を
		2 計量器及び商品量目の検査に関する事項	に、
		カ 子ども手当に関する事項	を
		カ 児童手当及び子ども手当に関する事項	に、
		4 財団法人金沢市スポーツ事業団に関する事項	を
		4 公益財団法人金沢市スポーツ事業団に関する事項	に、
近江町交流プラザ	交流グループ	1 市民の学習活動、食育の推進のための研修会等その他市民交流の促進に関する事項 2 近江町交流プラザの管理運営に関する事項	を
近江町交流プラザ		1 市民の学習活動、食育の推進のための研修会等その他市民交流の促進に関する事項 2 近江町交流プラザの管理運営に関する事項	に

改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(農林局の各課等の分掌事務)

第8条 農林局の各課等又は各グループの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

課等・グループ		分 掌 事 務
農業振興課	庶務グループ	1 農業、畜産及び水産行政の企画及び調整に関する事項 2 市営競馬事業に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 局の所管事務で他課及び他グループに属しない事項
	振興グループ	1 農業の振興に関する事項 2 農山村の活性化に関する事項

		3 金沢湯涌みどりの里に関する事項
	地産地消グループ	1 農畜水産物の流通促進に関する事項 2 畜産業及び水産業の振興に関する事項 3 食肉流通センターに関する事項
農業センター	技術指導グループ	1 農業の営農指導及び普及に関する事項 2 他グループに属しない事項
	試験研究グループ	1 農産物の生産技術及び加工技術の開発及び研究に関する事項 2 農業大学の運営に関する事項
農業基盤整備課	地籍グループ	1 地籍調査事業に関する事項 2 課の庶務に関する事項 3 他グループに属しない事項
	土地改良グループ	1 土地改良事業及び農村環境整備に関する事項 2 農地及び土地改良施設の災害の復旧に関する事項 3 農村下水道事業に関する事項
森林再生課	庶務グループ	1 市営造林の経営及び分収造林契約に関する事項 2 課の庶務に関する事項 3 他グループに属しない事項
	林業振興グループ	1 森林再生施策の企画及び推進に関する事項 2 林産物の生産、加工及び流通に関する事項 3 林業大学の運営に関する事項
	森づくりグループ	1 民有林の再生の支援に関する事項 2 市営造林の育林に関する事項 3 林業施設の整備及び維持管理に関する事項 4 森林害虫及び有害鳥獣の駆除等に関する事項 5 治山及び海岸砂防に関する事項 6 林地及び林業施設の災害の復旧に関する事項

2 卸売市場の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

部等・課等・グループ	分 掌 事 務	
卸売市場	1 安全・安心な生鮮食料品及び良質な花き類の安定的供給に関する事項	
中央卸売市場事務局	庶務グループ	1 中央卸売市場の建設企画及び庶務経理に関する事項 2 金沢市中央卸売市場取引業務運営協議会に関する事項 3 他グループに属しない事項
	管理グループ	1 中央卸売市場の施設の維持管理及び中央卸売市場内の取締りに関する事項
	業務グループ	1 生鮮食料品等の売買取引及び流通改善に関する事項 2 中央卸売市場の業務の許可及び指導監督に関する事項 3 市場取引委員会に関する事項
公設花き卸売市場事務局	1 花きの売買取引その他公設花き地方卸売市場（次号及び第3号において「市場」という。）の業務に関する事項 2 市場の施設の維持管理に関する事項 3 市場の庶務経理に関する事項 4 金沢市公設花き地方卸売市場運営協議会に関する事項	

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

●金沢市規則第7号

金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則

金沢市事務決裁規則(昭和60年規則第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「及び卸売市場」を「、卸売市場及び保健所」に改め、同条第10号中「、農業センター」及び「及び食肉衛生検査所」を削る。

第5条第4項中「福祉健康局」を「福祉局」に改める。

第10条中「農林部、」を削り、「、公設花き地方卸売市場、健康推進部、土木部及び」を「及び公設花き地方卸売市場並びに」に改め、「、農林部長」及び「、健康推進部長、土木部長」を削る。

第14条中「及び所管部長は農林部長」を「は農林局長」に改める。

別表第1組織及び人事管理の表の備考第1項中「とは」の次に「、農業センター所長」を、「福祉健康センター所長」の次に「、食肉衛生検査所長」を加え、「東部クリーンセンター所長」を「東部環境エネルギーセンター所長」に改め、同備考中第2項を削り、第3項を第2項とし、同備考第4項中「福祉健康局」を「福祉局」に改め、同項を同備考第3項とし、同表事務の執行の表の備考第1項、同表財産管理の表の備考及び同表契約アの表の備考中「福祉健康局」を「福祉局」に改め、同契約イの表第2号の項中「文化交流部長」を「歴史文化部長」に改め、同表支出アの表の備考第5項中「こども総合相談センター」を「、こども総合相談センター」に改め、「、保健所にあつては「保健所長」と」を削り、同表収入の表の備考第2項中「福祉健康局」を「福祉局」に改める。

別表第2第1項の表に次のように加える。

情報政策課	1 電算適用業務の選定			(軽易なもの)	
	2 電算適用業務の処理 手順の決定及び変更				

別表第2第2項の表情報政策課の項及び国際交流課の項を削り、同表第3項の表職員課の項中

「(3) 職員の子ども手当の支給の決定」を「(3) 職員の児童手当及び子ども手当の支給の決定」に改め、同表第4項中「産業局」を「経済

局」に改め、同第4項の表農業総務課の項から公設花き地方卸売市場事務局の項までを削り、同表第8項の表道路建設課の項から内水整備課の項までを削り、同項を同表第10項とし、同表第7項の表中

「戸室新保理立場長、東部クリーンセンター所長及び西部衛生センター所長」を「戸室新保理立場長、東部環境エネルギーセンター所長及び西部衛生センター所長」に改め、同第7項の表施設管理課の項中

2 一般廃棄物収集運搬業者からの西部クリーンセンター及び東部クリーンセンターへの一般廃棄物の搬入の承認				環境指導課	を
3 一般廃棄物収集運搬業者以外の者からの東部クリーンセンターへの一般廃棄物の搬入の承認					

2 一般廃棄物収集運搬業者からの西部環境エネルギーセンター及び東部環境エネルギーセンターへの一般廃棄物の搬入の承認				環境指導課	に
3 一般廃棄物収集運搬業者以外の者からの東部環境エネルギーセンターへの一般廃棄物の搬入の承認					

改め、同項を同表第9項とし、同表第6項を削り、同表第5項の表市民参画課の項に次のように加える。

3 家庭用品品質表示法の規定による指示等				
----------------------	--	--	--	--

別表第2第5項を同表第6項とし、同項の次に次の2項を加える。

7 福祉局

課 名	専 決 事 項	専 決 区 分 等			
		副市長	所管局長	所管課長	合議課
福祉局 共通事項	1 保育所等の入所に係る徴収金額の決定				
	2 保育所等の入所に要する費用等の決定				
	3 民間社会福祉施設の補助金、借入金申請等における意見書の提出				
	4 児童福祉施設等の産休等代替職員任用の承認				
	5 家庭奉仕員等の派遣の決定				
	6 社会福祉士養成施設等及び介護福祉士養成施設等の実習施設に関する意見書の交付				
	7 社会福祉法人の定款変更の認可				
	8 社会福祉法人の解散の認可及び認定				
	9 社会福祉法人の合併の認可				
	10 社会福祉法人に対する措置命令、弁明通知及び返還命令				
	11 社会福祉法人の公益事業の停止命令				
	12 社会福祉事業に係る認可、改善命令及び許可の取消し等				
福祉総務課	1 児童手当及び子ども手当の認定及び支給の決定				
	2 児童扶養手当法に関する事項				
生活支援課	1 生活保護法に関する事項 (1) 指定医療機関の指定				
	(2) 診療報酬の額の決定				
	(3) 保護施設の設置等の認可及び取消し				
	2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に関する事項 (1) 指定医療機関の指定				
	(2) 診療報酬の額の決定				
介護保険課	1 介護認定審査会の委員の任免				
	2 要介護認定等				
	3 介護給付等の決定				
	4 居宅介護サービス費等の額の特例の認定				
	5 国民健康保険団体連合会への介護給付等に関する費用の審査及び支払に関する事務の委託				
	6 第三者への損害賠償請求				
	7 第三者から損害賠償を受けた者に対する介護給付等の一部を行わないことの決定				
	8 被保険者等に対する文書その他の物件の提出の命令、質問等				
	9 居宅サービス事業者等の指定、指定の取消し等				
	10 基準該当居宅サービス事業者等の登録				

長寿福祉課	1	日常生活防火安全用具等の給付又は貸与の決定			
	2	まちぐるみ福祉活動推進員の委嘱			
こども福祉課	1	延長保育、一時保育、年末保育等の決定			
	2	保育職員の研修の企画			
	3	保育所の給食指導に関すること。			
こども総合相談センター	1	保護者に対する児童の身辺へのつきまとい等の禁止の命令に関すること。			
障害福祉課	1	自動車改造、紙おむつ支給等の助成に係る交付の決定			
	2	特別障害者手当等の受給者の資格の認定			
	3	障害児通園施設の入所の決定			
	4	障害者継続雇用奨励金の交付の決定			
	5	身体障害者手帳の交付等に関すること。			
	6	身体障害者福祉法第15条による医師の指定等に関すること。			
	7	障害者相談員の委嘱に関すること。			
	8	指定障害児通所支援事業所等の指定及び指定の取消し			
	9	障害程度区分認定審査会の委員の任免			
	10	障害程度区分認定			
	11	介護給付費等の支給要否及び内容等の決定			
	12	障害福祉サービス事業者等の指定及び指定の取消し			
	13	基準該当障害福祉サービス事業者等の登録			
	14	自立支援医療機関の指定			
	15	自立支援給付に係る受給者、事業所等に対する文書その他の物件の提出の命令、質問等			

8 保健局

課名	専決事項	専決区分等				
		副市長	所管局長	所管部長	所管課長	合議課
保健局 共通事項	1	子ども、高齢者等の医療費等の助成に係る受給者の資格の決定				
健康総務課	1	更生医療の診療報酬（公費負担額）の決定				
	2	福祉健康センターの事業の運営方針の決定に関すること。				
	3	福祉健康センター間の事務調整に関すること。				
	4	乳幼児に係る集団健康診査の対象者の決定				
	5	予防接種の対象者の決定				
	6	医療を受けることができる者への健康手帳の交付				
	7	福祉タクシー、補助具等の利用の助成に係る受給者の資格の決定				

	8 特定疾患治療費の助成に係る受給者の認定				
	9 難病患者等の日常生活用具等の給付又は貸与の決定				
	10 難病患者の短期入所者等の決定				
	11 難病患者の家庭奉仕員等の派遣の決定				
	12 医療保護入院が必要な精神障害者に対し、親族等がない場合の保護者の決定				
医療保険課	1 国民健康保険法に関する事項 (1) 国民健康保険団体連合会への医療に関する費用の審査及び支払に関する事務の委託				
	(2) 療養費（高額療養費を含む。）の支給の決定				
	(3) 第三者への損害賠償請求				
	(4) 第三者から損害賠償を受けた者に対する医療の一部を行わないことの決定				
	(5) 被保険者等に対する文書その他の物件の提出の命令、質問等				
	2 国民健康保険の被保険者の資格の得喪				
	3 療養担当者外療養給付の承認				
	4 金沢市国民健康保険条例に規定する保険給付（療養の支給を除く。）の決定				
	5 後期高齢者医療の被保険者等に対する文書その他の物件の提出の命令、質問等				
	6 後期高齢者医療の被保険者の資格の得喪				
	7 旧老人保健法に関する事項 (1) 基金等への医療等に関する費用の審査及び支払並びに医療等に要する費用の額の通知に関する事務の委託				
	(2) 医療費等の支給の決定				
	(3) 第三者への損害賠償請求				
	(4) 第三者から損害賠償を受けた者に対する医療の一部を行わないことの決定				
(5) 医療を受ける者等に対する文書その他の物件の提出の命令、質問等					
(6) 保険者の求めに応じた医療等に要する費用に関する文書の提出					
保健所 地域保健課	1 養育医療の給付の決定				
	2 育成医療の給付の決定				
	3 療育の給付の決定				
	4 小児慢性特定疾患治療研究事業の医療給付の決定				
	5 小児慢性特定疾患児手帳の交付の決定				
	6 小児慢性特定疾患児の日常生活用具の給付の決定				

7	結核指定医療機関の指定					
8	駅西健康ホールの使用の承認等					

摘要 「所管課長」とあるのは、健康総務課の項第4号及び第6号から第12号までにあつては、「福祉健康センター所長」と読み替える。

別表第2第4項の次に次の1項を加える。

5 農林局

課 名	専 決 事 項	専 決 区 分 等				
		副市長	所管局長	所管部長	所管課長	合議課
農業振興課	1 石川県金沢食肉流通センターの使用の承認					
	2 金沢湯涌みどりの里の使用の承認					
	3 競馬開催の日取りの決定					
	4 競馬開催に係る各種の届出及び報告					
農業基盤整備課	1 地籍調査に係る計画の決定					
	2 地籍調査に係る成果（修正を含む。）の認証請求					
	3 地籍調査に係る成果の送付及び写しの保管					
	4 土地改良施設（県が所有し、市が管理するものに限る。）の目的外使用の許可					
森林再生課	1 森林等の火入れの許可					
	2 市営造林に係る立木の処理	3,000万円以下	2,000万円以下			財政課 （副市長以上のもの）
中央卸売市場事務局	1 卸売市場法、金沢市中央卸売市場業務条例（第19条、第22条、第23条、第30条、第31条、第33条及び第75条から第81条までを除く。）及び金沢市中央卸売市場業務条例施行規則に基づく中央卸売市場の業務に関する事。					
	2 金沢市中央卸売市場業務条例第30条、第31条及び第33条に基づく中央卸売市場の業務に関する事。					
公設花き地方卸売市場事務局	1 金沢市公設花き地方卸売市場業務条例（第19条、第22条、第23条、第30条、第31条、第33条及び第75条から第79条までを除く。）及び金沢市公設花き地方卸売市場業務条例施行規則に基づく公設花き地方卸売市場の業務に関する事。					
	2 金沢市公設花き地方卸売市場業務条例第30条、第31条及び第33条に基づく公設花き地方卸売市場の業務に関する事。					

別表第2に次の1項を加える。

11 土木局

課 名	専 決 事 項	専 決 区 分 等			
		副市長	所管局長	所管課長	合議課
道路建設課	1 宅地造成等規制法の規定に基づく許可、防災措置の勧告及び工事の施行の停止の命令				
	2 宅地造成等規制法の規定に基づく検査済証の交付及び変更の許可				
道路管理課	1 道路の占用の許可				
	2 法定外公共物（道路管理課の所管するものに限る。）の使用等の許可				
	3 駅前広場の使用の許可				
	4 道路除排雪計画の策定				
内水整備課	1 準用河川の占用の許可				
	2 法定外公共物（内水整備課の所管するものに限る。）の使用等の許可				

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第8号

金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則

金沢市衛生事務委任に関する規則（昭和23年規則第89号）の一部を次のように改正する。

第2条第17号の3イ中「氏名」を「届出」に改め、同号に次のように加える。

ク 毒物及び劇物取締法第22条第1項及び第2項の規定による業務上取扱者の届出の受理に関すること。

ケ 毒物及び劇物取締法第22条第3項の規定による事業の廃止、毒物又は劇物を業務上取り扱わなくなったこと及び届出事項の変更の届出の受理に関すること。

コ 毒物及び劇物取締法第22条第4項において準用する同法第7条第3項の規定による業務上取扱者に係る毒物劇物取扱責任者の届出の受理に関すること。

サ 毒物及び劇物取締法第22条第4項において準用する同法第15条の3の規定による業務上取扱者に係る廃棄物の回収、毒性の除去等の措置命令に関すること。

シ 毒物及び劇物取締法第22条第4項において準用する同法第17条第2項の規定による報告の徴収、立入検査又は毒物、劇物等の収去に関すること。

ス 毒物及び劇物取締法第22条第4項において準用する同法第19条第3項の規定による毒物劇物取扱責任者の変更命令に関すること。

セ 毒物及び劇物取締法第22条第5項において準用する同法第17条第2項の規定による報告の徴収、立入検査又は毒物、劇物等の収去に関すること。

ソ 毒物及び劇物取締法第22条第6項の規定による業務上取扱者等に対する措置命令に関すること。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

金沢市社会福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第9号

金沢市社会福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則

金沢市社会福祉事務所長委任規則（昭和36年規則第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の3第3項」を「第6条の2第3項」に改め、同条第2号才中「障害児施設給付費、高額障害児施設給付費」を「障害児入所給付費、高額障害児入所給付費」に、「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に改め、同才を同号カとし、同号中エをオとし、ウをエとし、イをウとし、同号ア中「児童福祉法（以下この号において「法」という。）」を「法」に改め、同アを同号イとし、同イの前に次のように加える。

ア 児童福祉法（以下この号において「法」という。）第21条の5の2から第21条の5の9まで、法第21条の5の11から第21条の5の13まで及び法第21条の5の28に規定する障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給の決定に関する事。

第1条第2号に次のように加える。

キ 法第24条の25から第24条の27までに規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給に関する事。

ク 法第57条の4第1項及び第2項に規定する官公署に対する文書の閲覧若しくは資料の提供の請求又は銀行等に対する報告の徴収に関する事。

第1条第7号ア及びイを削り、同号ウ中「法」を「障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下この号において「法」という。）」に改め、同ウを同号アとし、同号エ中「及び法第28条から第35条まで」を「、法第28条から第31条まで、法第34条及び法第35条」に、「サービス利用計画作成費、高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費又は特例特定障害者特別給付費」を「特定障害者特別給付費又は特例特定障害者特別給付費」に改め、同エを同号イとし、同イの次に次のように加える。

ウ 法第51条の5から第51条の10まで及び法第51条の13から第51条の15までに規定する地域相談支援給付費又は特例地域相談支援給付費の支給の決定に関する事。

エ 法第51条の16から第51条の18までに規定する計画相談支援給付費又は特例計画相談支援給付費の支給に関する事。

第1条第7号中オを削り、カをオとし、キをカとし、クをキとし、同キの次に次のように加える。

ク 法第76条の2に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給の決定に関する事。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

金沢市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第10号

金沢市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則

金沢市児童相談所長事務委任規則（平成18年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中ツ及びテを削り、トをツとし、ナをテとし、ニをトとする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

金沢市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第11号

金沢市公印規則の一部を改正する規則

金沢市公印規則（昭和50年規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表工の表証明用市長印の項中「開発登録簿の写しの証明」を「確認済証、中間検査合格証及び検査済証の交付の証明、建築基準法（昭和25年法律第201号）の道路の証明、耐震基準適合住宅の証明、優良宅地及び優良住宅の認定の証明、住宅耐震改修の証明、住宅用家屋の証明、開発登録簿の写しの証明並びに長期優良住宅建築等計画の認定及び認定計画実施者の地位の承継に係る承認の証明」に改め、同表オの表証明用市長職務代理者印の項中「開発登録簿の写しの証明」を「確認済証、中間検査合格証及び検査済証の交付の証明、建築基準法の道路の証明、耐震基準適合住宅の証明、優良宅地及び優良住宅の認定の証明、住宅耐震改修の証明、住宅用家屋の証明、開発登録簿の写しの証明

明並びに長期優良住宅建築等計画の認定及び認定計画実施者の地位の承継に係る承認の証明」に改め、同表力の表市営競馬開催執務委員長印の項中「農業総務課長」を「農業振興課長」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

平成24年(2012年)3月31日 印刷
平成24年(2012年)3月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄